

ご加入締切  
**12月8日(金)**  
【郵便局払込み】

立ちどまらない保険。

**MS&AD** 三井住友海上

## 一般社団法人日本アマチュア無線連盟会員の皆様専用 アンテナ第三者賠償責任保険のご案内

【施設所有(管理)者賠償責任保険】

アンテナ第三者賠償責任保険は、所有、使用または管理しているアンテナの不備に起因して第三者にケガをさせたり、物を壊してしまった場合の民事上の賠償責任に備える保険です。

**年1回募集**

**年1,600円**

**補償UP**



従来と同じ保険料で以下2点を実現!

- ① 限度額の大幅UP(2億→5億)
- ② 新特約(使用不能損害拡張補償特約)の追加

【募集期間】 2017年9月1日～2017年12月8日の払込みまで

(年一回募集となりそれ以降のご加入はできませんのでご注意ください)

【保険期間】 2018年1月1日午後4時～2019年1月1日午後4時まで

【加入資格】 (申込人および記名被保険者)

一般社団法人日本アマチュア無線連盟の会員に限ります

【保険料】 (詳細はP.4「4. ご契約の仕組み」をご参照ください)

**年間保険料：1,600円 (タワー設置1敷地あたり)**

### ご注意

本保険は1年間の保険期間終了時に保険会社、代理店から満期案内等は実施いたしません。また自動的に更新されることもございませんので、継続加入を希望される方は毎年同様の加入手続きが必要となります。詳細は次年度の日本アマチュア無線連盟からの保険制度ご案内をご確認ください。

### <連絡先・取扱代理店>

取扱代理店

J P 損保サービス株式会社

〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-7-15

JPR 市ヶ谷ビル 4F

TEL : 03-5226-8480 FAX : 03-5226-2488

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

公務開発部日本郵政室

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1

TEL : 03-3259-6682 FAX : 03-3259-8206

(この制度についてのお問い合わせ先)

一般社団法人日本アマチュア無線連盟 (会員部会員課)

〒170-8073 東京都豊島区南大塚 3-43-1 大塚HTビル TEL : 03-3988-8759 FAX : 03-3988-8772

一般社団法人日本アマチュア無線連盟

## 特徴1 充実の補償

- ① 支払限度額を従来の2億円 から **5億円** にUP!
- ② 『使用不能損害拡張補償特約』 を新たに追加!



これまでの2億円だった限度額が、一気に5億円に大幅アップ!  
万一の事故の際も、大きな補償があって安心!

※使用不能損害拡張補償とは

賠償責任保険の基本部分で補償できない、他人の財物を損壊せずに使用不能にしたことにより発生する他人の経済損失に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(=純粋使用不能損害)を補償します。

(例) 落下したアンテナがコインパーキングの出入り口前をふさいでしまったため、その期間の喪失利益の損害請求を受けた場合。(パーキング自体に物理的損害無し)

## 特徴2 団体制度ならではの求めやすい保険料

一般的には5,000円(最低保険料)が必要となるが、団体制度であるため、タワー設置1敷地あたり保険料**1,600円**で加入が可能!



この制度を利用しないで1名で加入すると最低でも5,000円だと聞いていたので、1,600円で加入できるのありがたいね。

加入手続き忘れてので、1,600円に入るチャンス逃した!!



## 特徴3 簡単なお手続き

専用の「加入申込票(払込取扱票)」に所定の内容を記入し、郵便局(ゆうちょ銀行)で保険料を払込めば手続き完了!



記入例に従って記入をして、郵便局で保険料を払込めば手続き完了なんて、とっても簡単!

→手続き方法はP.5「5.ご加入手続き・保険料の払込方法」、  
記入例はP.10を参照

※加入申込票(払込取扱票)はJARL NEWS2017秋号に綴じ込みされています。

# 1. 保険金をお支払いする主な場合

○被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備に起因して

○他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。



## 使用不能損害拡張補償 NEW!

対象施設の所有・使用・管理の不備に起因して、被保険者が他人の財物（有体物を行い、被保険者が所有、使用または管理する財物を除きます。）を滅失、破損または汚損することなく使用不能にしたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

### 《対象とする施設》

会員の方が所有、使用または管理するアマチュア無線機器。  
（アンテナ、ローテーター、タワー本体を言います。移動式アンテナを含みます。）

### 《保険金お支払いの対象となる事故の例》

- ◇老朽化により、止め具が外れてアンテナが倒れ他人の車を損傷させてしまった。
- ◇タワーが倒れ、歩行中の他人を負傷させてしまった。

# 2. お支払いの対象となる損害

【損害の種類】	【内 容】
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する訴訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦被害者治療費等	他人に身体障害を与え、死亡・重度後遺障害・入院となった場合に負担した治療費、葬祭費、社会通念上妥当な見舞金等
⑧初期対応費用	事故が発生した場合に、緊急的な対応のために要した事故現場の保存費用、事故原因調査費用、事故調査のための使用人派遣費用等
⑨訴訟対応費用	争訟費用が保険金として支払われ、かつ、裁判所に訴訟が提起された場合に、応訴のために支出した使用人の超過勤務手当、文書作成費用、事故再現実験費用等

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

⑦～⑨の支払限度額については、「4. ご契約の仕組み」をご参照ください。

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、上記「⑦被害者治療費等」の対象となる場合を除き保険金のお支払いの対象とはなりません。

### 3. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

《普通保険約款でお支払いしない主な場合》

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾（じょう）、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任  
（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任

等

《賠償責任保険追加特約（自動セット）でお支払いしない主な場合》

- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
  - ◇石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取または吸引
  - ◇石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
  - ◇石綿等の飛散または拡散

《施設所有（管理）者特別約款でお支払いしない主な場合》

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- 航空機、パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害
- 昇降機の所有、使用または管理に起因する損害
- 自動車の所有、使用または管理に起因する損害
- 施設外における船舶または車両の所有、使用または管理に起因する損害
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損害
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害
- 仕事の完成・引渡し・放棄の後に仕事の結果に起因する損害
- 石油物質が加入者証記載の施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
  - ◇水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任
  - ◇水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任
- 石油物質が加入者証記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染しまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。）

等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 4. ご契約の仕組み

保険契約者	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 (この保険は一般社団法人日本アマチュア無線連盟が保険契約者となる団体契約です)
被保険者（保険契約により補償を受けられる方）	一般社団法人日本アマチュア無線連盟の会員でこの契約のお申込みをされ、保険料を払込んだ方
保険期間	2018年1月1日午後4時から2019年1月1日午後4時まで1年間
支払限度額（※1） 免責金額（※1）	身体障害・財物損壊共通 1事故につき 5億円（免責金額 なし） 被害者治療費等補償特約 ：1名 入院10万円 重度後遺障害・死亡50万円/1事故1,000万円 初期対応費用補償特約・訴訟対応費用補償特約：1事故につきそれぞれ1,000万円 使用不能損害拡張補償特約：1事故につき100万円
保険料	1,600円（タワー設置1敷地あたり）（※2）必ずご確認ください

（※1）支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

（※2）保険料の計算方法は以下のとおりです。

- タワーが2基以上ある場合でも、同一敷地内であれば設置敷地1か所となり、保険料は1,600円になります。
- 自宅敷地に加え、別の場所にもタワーをお持ちの場合（敷地数2か所）には、1,600円×2=3,200円となります。

## 5. ご加入手続・保険料の払込方法

- 専用の加入申込票（払込取扱票）で手続きが必要です。必要事項をご記入の上、12月8日（金）までに郵便局（ゆうちょ銀行）窓口で保険料を払込みください（書類を別途送付頂く必要はございません）。
- 加入申込票（払込取扱票）のご記入方法は、後記P.10<加入申込票（払込取扱票）ご記入時の注意点・記入例>をご参照ください。
- 加入者証は2月上旬に送付いたします（内容をご確認のうえ、保管して下さい）。
- 振替払込請求書兼受領証は、保険料振込の証となりますので保管くださいますようお願いいたします。

## 6. ご留意いただきたいこと

- 次のような場合には、保険期間終了後継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
  - 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ご加入の際は、加入申込票（払込取扱票）の記入内容を再度ご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報」「2. 告知義務・通知義務等（1）ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込票（払込取扱票）の記載上の注意事項）」をご参照ください。
- ご加入内容が変更となる場合には、事前に取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。詳細は、「重要事項のご説明」の「注意喚起情報」「2. 告知義務・通知義務等（2）ご加入後における注意事項（通知義務等）」をご参照ください。
- <保険会社破綻時等の取扱い>（平成29年7月現在）
  - 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。  
引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
  - この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。
  - 補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- この保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（施設所有（管理）者賠償責任保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- この保険契約に関する個人情報について引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

### 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

#### ○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

#### ○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。



# 7. 事故が起こった場合のお手続

## (1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合は、あわてず落ち着いて次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認	<b>三井住友海上へのご連絡は</b> 24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」	事故は いち早く <b>0120-258-189 (無料) へ</b>
-------------------------------------	---	--

## (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注)</sup> (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします<sup>(注3)</sup>。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

### < 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。 >

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

(2015年10月1日以降始期契約用)  
施設所有(管理)者賠償責任保険をご加入いただくお客様へ  
**重要事項のご説明**

## 契約概要のご説明

この書面では施設所有(管理)者賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客様の意向に沿っていることをご確認ください。  
ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約(特別約款を含みます。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、取扱代理店または引受保険会社までお申出ください。  
申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき記名被保険者の方にも必ずご説明ください。  
※加入申込票への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。  
※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
施設所有(管理)者賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約(自動セット) 賠償責任保険追加特約(自動セット) + 施設所有(管理)者特別約款 + 被害者治療費等補償特約、初期対応費用補償特約、訴訟対応費用補償特約、使用不能損害拡張補償特約

### (2) 補償内容

#### ■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
施設所有(管理)者賠償責任保険	加入申込票(注)の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

- 保険金をお支払いする主な場合  
「アンテナ第三者賠償責任保険のご案内」本文の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。
- お支払いの対象となる損害  
「アンテナ第三者賠償責任保険のご案内」本文の「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。
- 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)  
「アンテナ第三者賠償責任保険のご案内」本文の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保

険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

### (3) セットできる主な特約

この保険契約にはお客様の任意でセットできる特約はありません。

### (4) 保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては「アンテナ第三者賠償責任保険のご案内」本文または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

### (5) 支払限度額等

「アンテナ第三者賠償責任保険のご案内」をご参照ください。

## 2. 保険料

保険料(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客様が実際にご加入いただく保険料(注)につきましては「アンテナ第三者賠償責任保険のご案内」本文または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

## 3. 保険料の払込方法について

「アンテナ第三者賠償責任保険のご案内」本文をご参照ください。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。  
**注意喚起情報のご説明**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

## 2. 告知義務・通知義務等

### (1) ご加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)

加入申込票(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

なお、「事業活動に伴って生ずることのある損害を補償する契約」でない契約に施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者の特別約款がセットされている場合は、告知義務・通知義務等の取扱いが異なります(加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項となります。)。取扱いの詳細は、これらの特別約款に自動セットされる「保険法の適用に関する特約」でご確認ください。

### (2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合にはあらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象(施設、業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

## 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は、第一回分割保険料)は、「アンテナ第三者賠償責任保険のご案内」

### この保険商品に関するお問い合わせは

取扱代理店 JP損保サービス株式会社

〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-7-15 J P R 市ヶ谷ビル 4 F TEL:03-5226-8480 FAX:03-5226-2488

### 保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは 「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)

【受付時間】 平日 9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00 (年末・年始は休業させていただきます)

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

内」本文記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

「アンテナ第三者賠償責任保険のご案内」本文をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

### (2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①~③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、「アンテナ第三者賠償責任保険のご案内」本文記載の方法により払込みください。「アンテナ第三者賠償責任保険のご案内」本文記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

## 6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■ご解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただきます。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

## 7. 保険会社破綻時等の取扱い

「アンテナ第三者賠償責任保険のご案内」本文をご参照ください。

## 8. 取扱代理店の権限

パンフレット本文(アンテナ第三者賠償責任保険のご案内)をご参照ください。

## 9. 個人情報の取扱い

パンフレット本文(アンテナ第三者賠償責任保険のご案内)をご参照ください。



## よくあるご質問とご回答

	ご質問	ご回答
1	JARL会員でないが、この保険だけ入りたい。	本制度はJARL会員であることがご加入要件となります。まずJARL入会のご検討をお願い致します。
2	翌年度JARL会員を脱退したら保険は継続できるのか？	できません。保険は1年毎に更新となり、更新毎にJARL会員であることが加入要件となります。
3	アンテナが壊れた際も保険金が支払われますか？	本契約は賠償責任保険ですので、アンテナ自体の損害は対象外です。
4	風災による事故は、保険金支払いの対象となりますか？	風災事故は、基本的にアンテナ第三者賠償責任保険の対象ですが、台風等で、通常の風とは著しく程度を異とするような場合には、不可抗力として法律上の損害賠償責任は発生しない場合があります、その場合にはアンテナ第三者賠償責任保険の対象外となります。なお、不可抗力であるかについては、予見可能性・注意義務の程度・事故との因果関係などを十分に踏まえ、個々の事故毎に法律上の賠償責任の有無を法令・判例等に基づき判定いたします。例えば台風による事故の場合でも、アンテナの設置自体に管理上の問題があった場合などで法律上の賠償責任が発生すると認められた場合にはお支払いの対象となります。
5	持ち運びのできるアンテナで、車で運んで移動先で組み立てて使う場合も対象になりますか？	対象になります。 なお、保険契約上の所在地は通常保管している住所としてください。
6	保険料を払い込んだが、領収証は発行されますか？	領収証の発行は行いませんので、振替払込請求書兼受領証を保管してください。
7	自作のアンテナは対象になりますか？	対象になります。
8	他人の土地を借りて、JARL会員が所有するタワーを建てる場合、団体契約の対象となるか	タワー自体がJARL会員の所有であれば、土地が他人名義であっても対象となります。
9	2敷地以上に加入した場合の加入者証の内容・発送タイミングについて	2敷地以上に加入された場合も加入者証の発送は通常と同じ2月上旬頃です。ただし、加入者証は1口(1,600円)につき1枚作成されます。 <u>送付も原則として1口ずつ別便となりますので、到着日が前後する可能性がありますのであらかじめご了承ください。</u>

## <加入申込票（払込取扱票）ご記入時の注意点・記入例>

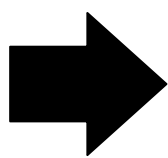
- ①専用の加入申込票（払込取扱票）をご利用願います。（JARL NEWS 2017 秋号綴じ込み、または JARL より配布のもの）
- ②裏面の（1）ご加入時の確認事項、（2）告知事項をお読みいただき、下記記入例を参考にご記入ください。
- ③**必ず加入者本人がご署名・ご記入下さい。**また、コールサイン、住所・氏名フリガナを必ずご記入願います。
- ④保険料について

- ★保険料は、アンテナ・タワーの基数に関係なく、1敷地あたり1,600円となります。タワーが自宅住所以外にある場合には、その住所もご記入下さい。
- ★連続・隣接し所有者が同一の敷地であれば、住所表記が異なっても1敷地とします。複数の住所表記がある場合には代表の住所をご記入ください。

00		千		十		百		十		円	
0		0		1		6		0		0	
振替払込請求書兼受領証											
一般社団法人日本アマチュア無線連盟											
日本アマチュア無線連盟御中 アマチュア無線 第三者賠償責任保険 加入申込票											
コールサイン				TEL: (03) x x x x - x x x x				加入申込日			
▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲								平成29年 ▲月▲日			
ご依頼人・通信欄											
住所											
〒101-8011 (フリガナ) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1											
加入者本人がフルネームで署名ください											
(1敷地あたり1,600円)											
敷地数 1 箇所(算出の基礎)											
× 1,600円 = 1,600円											
加入者氏名 (フリガナ) ムセン イチロウ											
おなまえ 無線 一郎											
日附印											
料金 円											
備考											

タワーの所在地が払込人住所と異なる場合や2か所目、3か所目がある場合には（1）（2）欄に当該敷地の住所・フリガナをご記入下さい。

保険料は、1敷地内に複数のタワーがあっても1敷地あたり1,600円となります。タワーが設置されている敷地数が2か所ある場合には3,200円となります。なお連続・隣接した敷地は広さに関わらず1敷地とします。



ご記入後、郵便局（ゆうちょ銀行）窓口にて保険料をお支払いいただくと手続き完了。  
（書類を送付・提出いただく必要はありません）